

『伊那市住宅・建築物耐震改修促進計画 令和8年3月改訂』 概要版

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(通称:耐震改修促進法)」第6条の規定に基づき、国の基本方針及び県の耐震改修促進計画を踏まえ、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めるために策定するものです。

■ 計画の目的

市内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断と耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的とします。

■ 伊那市耐震改修促進計画の概要

- (1) 改訂 : 令和8年3月
- (2) 計画期間 : 平成19年度～令和8年度
- (3) 耐震化の現状と目標(下表)

区 分	現 状	目 標(改訂前)	目 標(改訂後)
住 宅 (戸建て住宅、アパート等)	87.07% (H30)	90% (R2)	92% (R8)
多数の者が利用する建築物 (3階以上かつ延べ床面積1千㎡以上のホテル・旅館、学校等)	86.06% (R2)	95% (R2)	95% (R8)
緊急輸送道路の避難路沿道建築物	H26、H27に沿道建築物の実態調査を実施(県)	—	避難路の指定と耐震診断の促進
公共建築物(市有施設) (「災害拠点施設」及び「多数の者が利用する建築物」相当のもの)	100% (R4)	100% (R2)	100% (R8)

◇ 住宅の耐震化

1. 普及・啓発

- (1) 耐震化しなければという意識の醸成
 - ・ 市報インフォメーション、防災特集への掲載等
- (2) 知識の普及
 - ・ 県・市・建築関係団体が連携して、耐震改修相談会の開催等

2. 具体的な支援策

- (1) 耐震診断
 - ・ 昭和56年5月以前に着工された住宅(空き家含む)に対して耐震診断の支援
- (2) 耐震改修(耐震化のための建替えを含む)
 - ・ 昭和56年5月以前に着工された耐震性の劣る住宅(空き家含む)に対して耐震改修の支援

3. 耐震化を促進するための環境整備

- ・ 信頼できる耐震改修工法等の普及、技術者の育成等

◇ 多数の者が利用する建築物の耐震化

1. 普及・啓発

- (1) 耐震化しなければという意識の醸成
 - ・ 対象施設所有者への啓発資料の配布等

2. 具体的な支援策等

- ・ 昭和56年以前に着工された建築物に対して耐震診断に対する支援

◇ 公共建築物(市有施設)の耐震化

1. 基本方針

- ・ 人命保護の対策に加え、防災拠点の機能を維持できる耐震化

2. 現状

- ・ 公共建築物(市有施設)の耐震化率は100%(R4)であり、耐震化は完了しています。